

## 平成30年度賃金改訂について

本部は5月9日、説明を受けましたので、以下、報告します。

### 1. 55歳未満の社員

#### (1) 新基本給表

別紙1のとおりとする。

#### (2) 新基本給表への移行

- ① 別紙2のとおりとする。
- ② 基本給表の最高号俸を超える者の移行については、新基本給移行表の本人の等級における最高号俸の増加額を本人の基本給に加算し、新基本給表における賃金規程第26条第7項に定める仮定の号俸に移行するものとする。

#### (3) 4月1日の実施順序

- ① 平成30年度の昇給の整理
- ② 平成30年4月1日の異動の整理
- ③ 新基本給移行表による新基本給への移行
- ④ 年齢別による保障基本給の整理

### 2. 55歳以上の社員

#### (1) 新基本給への移行

現行の基本給に300円を加算した額を新基本給とする。

#### (2) 4月1日の実施順序

平成30年4月1日に満55歳の基本給の適用を受ける社員の扱いは次による。

- ① 改訂前基本給による71%の整理
- ② 最低保証基本給の整理
- ③ 平成30年度の賃金改善措置（1500円加算）を整理
- ④ 整理後の基本給に賃金改善措置（300円加算）を整理

### 3. 契約社員、臨時社員、嘱託

#### (1) 新基本給への移行

現行の基本給に300円を加算した額を新基本給とする。

---

(2) 4月1日の実施順序

- ① 平成30年度の昇給の整理
- ② 新基本給への移行（整理後の基本給に300円を加算した額を新基本給とする）

4. 嘱託社員

- (1) 新基本給への移行  
別紙3のとおりとする。

5. 精算日 平成30年6月25日以降、準備出来次第とする。

以 上

※別紙1, 2, 3については、各職場に掲示されている勤労情報をご参照願います。